



定額減税補足給付金 (不足額給付)のご案内

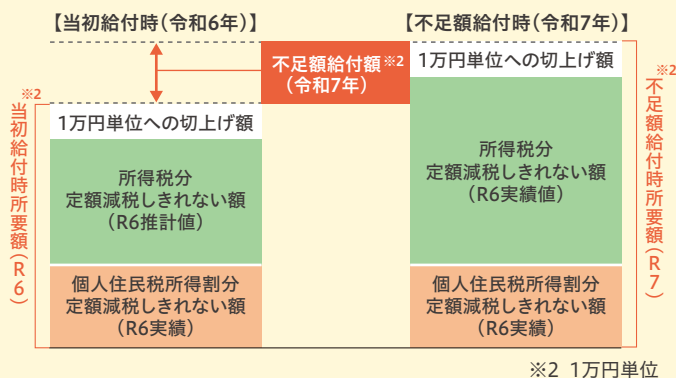
不足額給付とは？

「調整給付※1」の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。
次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

※1 定額減税において、減税しきれないと見込まれる方へ予めその差額を給付したもの(令和6年度に実施済)

不足額給付①の要件

「令和6年分所得税額」が確定したのちに、「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額(調整給付)」との間で差額(不足)が生じた方



不足額給付②の要件

次の全ての条件を満たす方

1万円単位で
最大4万円を給付

- 令和6年分所得税、
令和6年度分個人住民税所得割
ともに非課税(定額減税前税額が0円)
→本人として定額減税対象外である方
 - 「扶養親族」の対象外(税制度上)
→青色事業専従者・事業専従者(白色)の方や、
合計所得金額48万円超の方
 - 低所得世帯向け給付※3の対象になっていない方
- ※3 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

対象者には「支給のお知らせ(手続不要)」又は「確認書(手続必要)」を、
対象者と見込まれる方で申請が必要な方には「制度案内はがき」をお送りしています。
申請方法は下記をご覧ください。



申請方法

おすすめ！オンライン申請

確認書・制度案内はがき
が届いた方

ご案内に記載の二次元コード等からアクセスし、申請をしてください。

申請には確認書や制度案内はがきに記載の15桁の番号が必要となります。
紛失された方はコールセンターにお問い合わせください。

お知らせ等が
届いていない方
(横浜市が税情報等を
把握できない方等)

まずは横浜市電子申請・届出システムからお手続ください。



左記二次元コードよりオンライン申請のための
発番依頼をしてください。

発番依頼期限:令和7年10月24日(金)

横浜市電子申請・届出システム ウェブページ内で「不足額給付」とキーワード検索してください。

申請後、書類の審査状況
に応じ、入金日等の情報
をウェブで確認できます。
(不備がなければ1か月半
程度での入金です。)

郵送申請

提出先 〒221-8770 横浜市神奈川区新浦島町2丁目1-10 神奈川郵便局郵便私書箱78号

申請期限

令和7年10月31日(金) ※郵送の場合は必着

お知らせ等の到着の有無にかかわらず、ご自身が給付の対象となるか
次ページの各フローチャートで確認してみましょう ▶▶▶

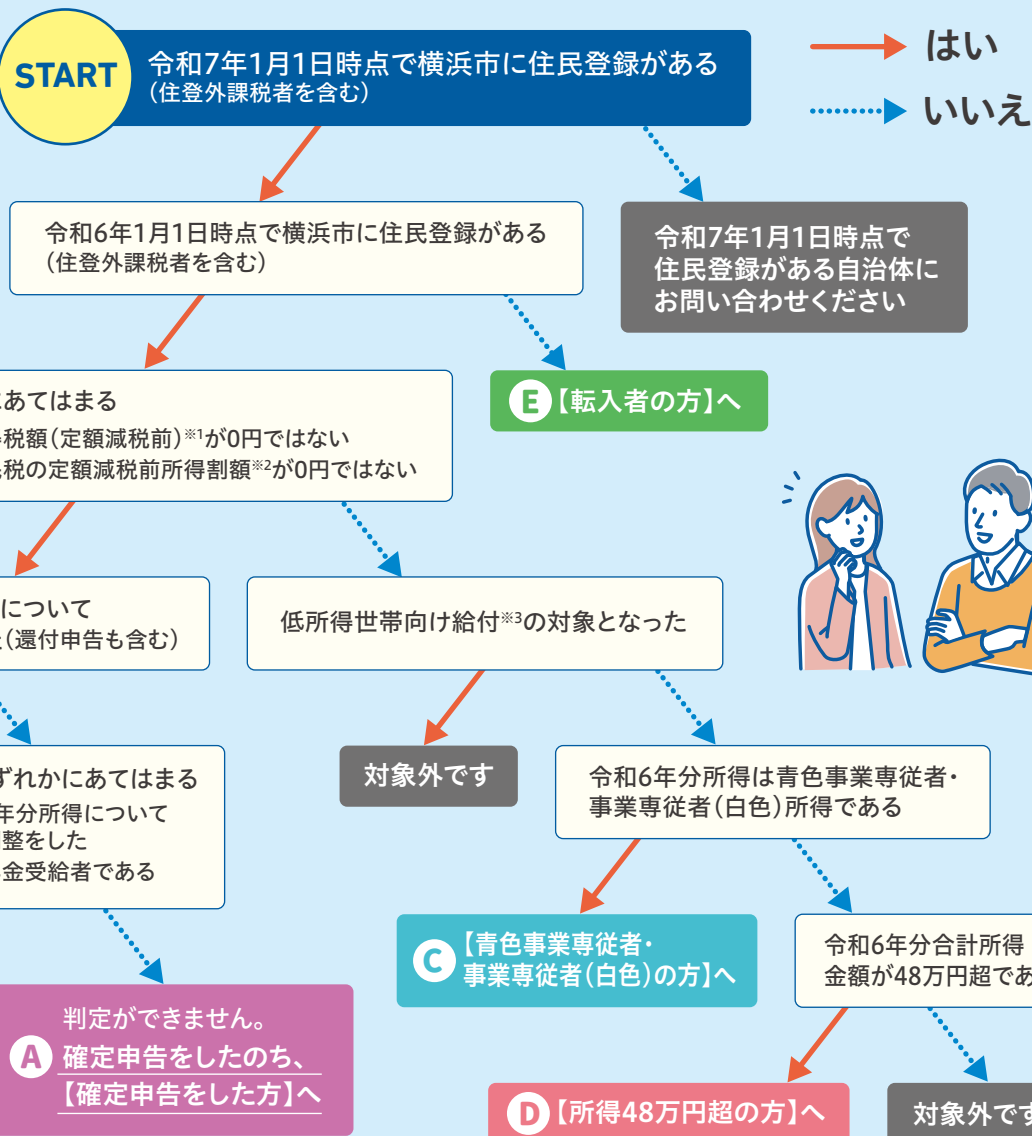
※フローチャートは参考です。給付金の支給可否を保証するものではありません。
※不足額が発生すると見込まれるにもかかわらず、お知らせ等が届かない場合があります。



定額減税補足給付金 (不足額給付)

該当チェック

まずはこちらの
フローチャートで
確認してみましょう



※1 令和6年分の所得税額(定額減税前)は、令和6年の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」又は確定申告書の「第一表④」の欄をご確認ください。

※2 令和6年度住民税の定額減税前所得割額は、令和6年6月に雇用主からは郵送で交付された個人住民税の各種通知書の「税額控除前所得割額」の欄をご確認ください。

※3 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

※4 住民税分の定額減税の恩恵(扶養親族分として受けたものを含む)を受けきれない方は1万円分の不足額給付の対象となる可能性がありますのでコールセンターへお問い合わせください。

・本フローチャートにおける用語解説・

令和6年度住民税 …… 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入に基づき計算された個人住民税

令和6年分所得税 …… 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入に基づき計算された所得税

令和6年分合計所得 …… 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得の合計

定額減税しきれている方や調整給付の支給額に不足が生じていない方は、申請いただいても給付の対象とはなりません。
個人の所得の状況に応じて(外国税額控除等のある場合など)フローチャートで判定できない場合もあります。お心当たりの方はお問い合わせください。

A 確定申告をした方

Aの必要書類は
こちら ▶



令和7年3月17日までに令和6年分所得の確定申告をした(還付申告を含む)

算定の結果、不足額が発生した場合、ご案内を送付します

確定申告書第一表④-④>0となる

不足額給付の算定ができていない可能性があります。ご案内
が届いていない場合は必要書類とともに申請してください

令和6年6月3日以降に税額修正された
令和6年度住民税の通知を受け取った

不足額給付の算定ができていない可能性があります。ご案内
が届いていない場合は必要書類とともに申請してください

対象外です

B 年末調整をした方・公的年金受給の方

次のいずれかにあてはまる

- 令和6年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が0円ではない
- 【令和5年分所得】よりも【令和6年分所得】の方が少なかった(所得の減少、医療費控除の増、住宅ローン控除の適用等)
- 令和6年6月3日以降、令和5年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- 令和6年中に扶養親族が増えた(こどもの出生、結婚等)

算定の結果、不足額が発生した場合、ご案内を送付します

対象外です

C 青色事業専従者・事業専従者(白色)の方

Cの必要書類は
こちら ▶



令和6年度調整給付の支給対象となった

調整給付と定額減税を合わせても4万円に満たない
(扶養親族として受けた調整給付及び定額減税を含む)

必要書類とともに申請してください

必要書類とともに申請してください

対象外です

D 令和6年分合計所得48万円超の方

Dの必要書類は
こちら ▶



令和6年度調整給付の支給対象となった

調整給付と定額減税を合わせても4万円に満たない
(扶養親族として受けた調整給付及び定額減税を含む)

必要書類とともに申請してください

必要書類とともに申請してください

対象外です



次のいずれかにあてはまる

- 令和6年分所得税額(定額減税前)^{※1}が0円ではない
- 令和6年度住民税の定額減税前所得割額^{※2}が0円ではない

次のいずれかにあてはまる

- 確定申告書第一表^④-^③>0となる
- 令和6年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が0円ではない
- 【令和5年分所得】よりも【令和6年分所得】の方が少なかった(所得の減少、医療費控除の増、住宅ローン控除の適用等)
- 令和6年6月3日以降、令和5年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- 令和6年中に扶養親族が増えた(こどもの出生、結婚等)
- 令和6年中に入国して、横浜市に転入した

低所得世帯向け給付^{※3}の対象になった

対象外です

令和6年分所得は青色事業専従者・
事業専従者(白色)所得であるC【青色事業専従者・
事業専従者(白色)の方】へ令和6年分合計
所得金額が48万
円超である

必要書類とともに申請してください

対象外です^{※4}

D【所得48万円超の方】へ

対象外です^{※4}

※1 令和6年分の所得税額(定額減税前)は、令和6年の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」又は確定申告書の「第一表^③」の欄をご確認ください。

※2 令和6年度住民税の定額減税前所得割額は、令和6年6月に雇用主から又は郵送で交付された個人住民税の各種通知書の「税額控除前所得割額」の欄をご確認ください。

※3 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

※4 住民税分の定額減税の恩恵(扶養親族分として受けたものを含む)を受けきれない方は1万円分の不足額給付の対象となる可能性がありますのでコールセンターへお問い合わせください。

お問合せ先

お問合せはコールセンター、各区役所に設置の申請サポート窓口又はウェブページへ



コールセンター

横浜市定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター

[TEL]0120-045-320 [FAX]0120-303-464

受付時間:9時から19時(土日祝日を除く、7月19日から21日は受付しています) ※電話が混み合う場合があります。



区役所申請サポート窓口

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を開設します。

開設期間:令和7年7月17日(木)から令和7年10月31日(金)まで

受付時間:9時から17時(土日祝日を除く)

※12時から13時の間は、昼休憩のため窓口を閉鎖することがあります。ただし、状況により閉鎖時間が前後する場合があります。



ウェブページ

不足額給付特設ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/kyuhukin/fusokugaku-kyufu/>

横浜市 不足額給付

